

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第 8 号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合契約規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合契約規則（平成26年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 管理者の権限に属する契約について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、契約の締結（契約の変更及び解除を含み、契約の履行に係る監督及び検査を除く。以下同じ。）を事務局長に委任する。

- (1) 訴訟、和解、調停及び強制執行に係る委任契約
- (2) 企業融資に関する契約
- (3) 用地買収契約及びこれに伴う移転補償契約で代理人により契約するもの
- (4) 公金取扱契約

第56条を次のように改める。

第56条 削除

第58条中「契約変更等」を「契約の変更若しくは解除又は履行の中止（以下「契約変更等」という。）」に改める。

第59条第 1 項中「前 3 条」を「前 2 条」に改める。また、同条第 3 項中「第 56 条及び」を削除する。

第60条中「第56条第 1 項又は」を削除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。